

滋賀県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案要綱

1 制定の理由

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）において、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることとされました。

このことから、住宅宿泊事業の実施の制限について定めるため、新たに滋賀県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法第 18 条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限について定めるところとします。（第 1 条関係）
- (2) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域および期間を次のとおり定めることとします。（第 2 条、別表関係）

住宅宿泊事業の実施を制限する区域		住宅宿泊事業の実施を制限する期間
草津市	野路東三丁目、野路東四丁目 および野路東五丁目の区域	日曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午までならびに 1 月 1 日の正午から同月 3 日の正午までおよび 12 月 28 日の正午から同月 31 日の正午までを除く。）

- (3) この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行することとします。